

広島県告示第247号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成28年3月31日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	大阪市中央区北久宝寺町三丁目6番1号 株式会社 鴻池組 代表取締役社長 蔦田 守弘
工場又は事業場の所在地及び名称	三原市糸崎8丁目17地内 木原道路 赤石トンネル工事

2 申請の内容

55 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント1基、濁水処理施設1基及び排水ローカ所を設置する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

新設

種	類	①バッチャープラント
能	力	通常練り25 m ³ /hr (SEC練り14 m ³ /hr)
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	工事着工後7日
	使用開始予定年月日	工事完成後1日

使用 方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		最大10時間 (なし)	
	項 目		通 常	最 大
	排 出 水 等 の 量 の 状 態	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)	7.9-11.9	7.9-12
		生物化学的酸素要求量	10	15
		化学的酸素要求量	10	15
		浮遊物質 量	1,000	3,000
		窒素含有量	10	15
		磷含有量	1	1.5
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)		28.0	28.0
	汚水等の排出先		②濁水処理設備	

(2) 汚水等の処理の方法

新設

種 類	②濁水処理設備	
能 力 (汚 水 処 理)	30 m ³ /hr	
汚 水 等 の 処 理 方 法	中和+凝集沈殿+脱水	
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	工事着工後4日
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	工事着工後6日

使用 方法	汚水等の 処理前 処理後 の 状況	項 目	通常		最大		
			処理前	処理後	処理前	処理後	
		水素イオン濃度 (単位: 水素指数)	7.9-11.9	6.2-8.5	7.9-12	5.8-8.6	
		生物化学的酸素要求量	(単位: mg/L)	10	15	15	
		化学的酸素要求量		10	15	15	
		浮遊物質量		1,000	150	3,000	200
		窒素含有量		10	10	15	15
		燐含有量		1	1	1.5	1.5
		排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)		208.1	208.1	333.8	333.8
		汚水等の排出先	排水口①				

(3) 排出水の汚染状態

新設

排水口名	項 目	通 常	最 大	
排水口①	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)	6.2-8.5	5.8-8.6	
	生物化学的酸素要求量	(単位: mg/L)	10	15
	化学的酸素要求量		10	15
	浮遊物質量		150	200
	窒素含有量		10	15
	燐含有量		1	1.5
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)		109.4	235.1

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成28年 3月31日から平成28年 4月21日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県東部厚生環境事務所環境管理課並びに三原市生活環境部生活環境課